

猶此の席上他の府県は既に大体賛成してあるかの如き言辞を洩した委員がありました。が聞く処に依れば或る県からは知事の代りに一課長が出席した由であります。が前記の如き空気の小委員会席上で一課長が如何なる応答をされたとしても之れに依つて一府県二、三百万住民の重大なる利害が左右されるが如きことは民主的新日本には断じて相容れないことだと思はれます。

右の如く大都市側の運動は凡ゆる部面に亘り執拗であります。故今後の成行に就ては決して樂觀を許さざるものがあります。今後起り得べき新事態に就ては成るべく時機を失せず御報道申上げ各位の御考慮を煩はす所存であります。が皆様に於かれても事態を重視し此の問題が真に民主的に全県民の福祉の為に解決せらるゝ様夫々の分野から御研究御善処下さる様御願する次第であります。

猶御参考の為此の問題が去十一月初め県の問題として取上げられてから後約一ヶ月に亘る経過の概要を摘記し別添^[注]御送附申上げます。から御一読下さる様御願申上げます。(昭和二十一年十二月二十五日 内山記)

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十二年)箱根町役場蔵)

[注] 別添欠。

107 町内会設置規程等廃止の件告示

昭和二十一年一月十七日

総務部長 重田巖(印)

秘書課長 川神寛寿殿

町内会設置規程等廃止ニ関スル件

戦後ニ於ケル新日本ノ完成ハ一ニ我方国民ノ急速ナル民主化ニ俟ツアルノ秋国家組織ノ基盤タル町内会並ニ隣組ノ真ニ自主的ナル組織ニ改変スルハ現下喫緊ノ重要事タルニ鑑ミ爾今本市ハ別紙町内会隣組設置要綱ニ基キ新ニ発足致ス事ト相成候ニ付テハ左記規程廃止ニ関シ告示方御取計相成度

記

- 一 川崎市町内会設置規程並全規程準則 全改正規程
- 一 町内会専任書記助成規程

一 同定 川崎市町内会長及副会長選任内規

追テ別紙要綱ハ本市部長會議、各地区事務所出張所長會議、町内会聯合会長會議ニ於テ異議ナク確定ヲ見タルモノニ付申添候

(川崎市役所「市政月報」(昭和二十一年)川崎市役所蔵)

[注] 別紙欠。

107 町内会部落会等の運営に関する件通牒

二十振第九三三号

昭和二十一年二月二十日

内務部長

地方事務所長殿

市長 殿

町内会部落会等ノ運営ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ昭和十五年九月内務省訓令ニ基キ同年十月本県訓令第三十四号ヲ以テ之方整備規程設定爾來數次ニ亘リ通牒ノ次第モ有之格別ノ御配意ニ依リ逐年其ノ組織モ整備セラレ亦活動範圍モ拡大シ今ヤ国民生活上不可欠ノ組織ト相成居候処戰時中或ハ町内会部落会ニ課セラレタル業務大ニ過ギ或ハ其ノ業務遂行ノ必要上部民ニ対シ強圧感ヲ与へ若ハ部民ニ対スル負担重キニ過グルノ憾モ有之候処右ハ時局ノ推移ニ伴ヒ真ニ止ムヲ得ザルニ出デタル処トハ被存候へ共斯クテハ隣保團結シテ自主的ニ部内ノ共同事務処理ニ当ラシメントスル町内会部落会設置ノ本旨ニ副ハザル次第ニシテ殊ニ現下ノ状勢ニ鑑ミ速カニ既往ノ諸弊ヲ一擲シ民意ニ立脚シテ真ニ隣保相助ノ本然ノ組織ニ還元セシムルノ要極メテ緊切ナル折柄今般内務次官ヨリ通牒ノ次第モ有之候條右趣旨御了承ノ上爾今苟モ行政事務遂行ノ単ナル便宜ニ依リ町内会部落会ニ対シ過重ナル負担ヲ課シ或ハ其ノ自発的協力ニ俟タズシテ強圧ニ依ル負担ヲ部民ニ強ヒ若ハ其ノ自発的活動ニ制肘ヲ加フルカノ感ヲ与フルガ如キハ努メテ之ヲ避クルト共ニ現下當面セル消費經濟生活各般ニ亘ル業務ニ付テモ積極的

自発的ナル活動ヲ促進スル等ノ措置ヲ講ゼシメ地方ノ実情ニ即シ真ニ町内会部落会ヲシテ自由闊達ナル隣保互助國策協力ノ自主的組織ヲラシムルガ如ク之方運営指導ニ遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

追テ昭和十五年十月県訓令第三十四号部落会町内会等整備規程ハ本月二十日限り廃止相成タルヲ以テ之ニ關聯スル従前ノ通牒等ニシテ抵触スル部分ハ自然消滅ノ儀ト御了承相成度尚今回部落会町内会及隣組再建要綱制定協議会ニ於テ議了シタル別紙要綱ニ準拠シ適切ナル規約ヲ定メ運営上支障無之様御留意相成度為念

〔別紙〕

部落会町内会及隣組再建要綱

(神奈川県)

一 部落会町内会ノ性格及任務

部落会町内会ハ其ノ本来ノ性質タル住民ノ自由意志ニ基ク地域の親和団体タルノ性格ヲ保持シ隣保相愛ノ精神ヲ基調トシ区域内ニ於ケル民生ノ安定、道義ノ昂揚並地方自治ノ基部機構トシテノ機能ヲ發揮スル自主的組織トシ新日本建設ノ基盤ヲラシムルコト

二 部落会町内会ノ区域及組織

1 市町村ノ区域ヲ分チ部落会町内会ヲ組織スルコト

2 部落会町内会ノ名称ハ部落名町名ヲ冠スル等適宜郷土のタル

名称ヲ定ムルコト

3 部落会町内会ハ区域内全世帯ヲ以テ組織スルコト
 法人学校病院事務所其ノ他之ニ類スルモノハ之ヲ世帯ト見做ス
 コトヲ得

4 部落会町内会ノ区域ハ行政区其ノ他既存ノ部落又ハ町内ノ区
 域ヲ斟酌シ真ニ隣保親和ヲ図リ地域ノ共同活動ヲナスニ便ナル
 様地方ノ状況ニ応ジ之ヲ定ムルコト

但シ関係部落会長町内会長ハ予メ市区町村長ト協議スルコト

5 部落会町内会多数ニシテ特ニ必要アルトキハ適當ナル区域
 ニ依リ部落会町内会聯合会ヲ組織シ得ルコト

6 部落会町内会ノ活動内容ハ産業經濟文化自衛厚生其ノ他社会
 施設等住民ノ共同生活ニ関聯スル各般ノ事項ニ亘ルモノナルヲ
 以テ之ヲ運営上必要ニ応ジ適切ナル部制ヲ設クルコト

7 部落会町内会ノ区域其ノ他組織ニ異動アリタル場合ハ其ノ都
 度市区町村ニ報告スルコト

三 部落会町内会ノ規約運営役員及財産

1 部落会町内会ノ規約中ニハ左ノ事項ヲ明示スルコト

(一)目的 (二)名称 (三)事務所 (四)事業 (五)役員組織及選任ニ関スル事項 (六)
 財産及経費ノ管理ニ関スル事項 (七)規約ノ制定廢止及変更ニ関ス

ル事項 (八)其ノ他必要ナル事項

2 規約ノ設定、変更若ハ廢止ハ會員常会ニ於テ決定スルコトト
 シ之ヲ規約中ニ規定スルコト

3 部落会長町内会長及自主監督ニ当ル役員等ハ従来ノ慣行ニ從
 ヒ選舉其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ選任スルコト

4 部落会町内会ノ財産管理ニ関シテハ別ニ詳細ナル規定ヲ設ル
 コト

5 部落会町内会ノ会費ノ徴収ハ合理的基準ニ依ルコトトシ徒ニ
 住民ノ負担ヲ過重ナラシメザル様留意スルコト

6 事務職員ヲ置ク場合ハ之ヲ規約中ニ規定スルコト

7 規約制定廢止變更、部落会町内会代表者ノ異動等ノ場合ハ其
 ノ都度市区町村長ニ報告スルコト

四 隣組ノ組織運営

1 隣組ハ従来ノ五人組十人組等ノ旧慣ハ成ル可ク之ヲ採入ル、
 コト

2 隣組ハ部落会町内会ノ隣保実行組織トスルコト

3 隣組ニハ隣組長ヲ置クコト隣組長ハ従来ノ慣行ニ從ヒ互選其
 ノ他適當ナル方法ニ依リ選任スルコト

4 隣組長異動アリタル場合ハ其ノ都度部落会町内会代表者ニ報

告スルコト

五 常 会

- 1 部落会町内会及隣組ニハ常会ヲ設ク
- 2 常会ハ相互連繫ヲ保チ民意暢達ノ機能ヲ十分發揮スルニ努ムルコト

3 常会ハ部落会町内会及隣組ノ目的達成ノタメ物心両面ニ亘リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ相互ノ教化向上ヲ図ルコト

4 常会ハ代表者ノ招集ニ依リ区域内全世帯集合スルコト

但シ部落会町内会ニ於テ特別ノ事情アル場合ハ区域内代表者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ルコト

5 常会ハ毎月定例日ニ開催ス(区域内各種会合ハ努メテ之ニ統合スルコト)

但シ必要アルトキハ臨時常会ヲ開催スルコト

(「神奈川県公報」号外)

三〇八 部落会町内会規約準則案協定の件通知

二十一下総発一六一号

昭和二十一年三月二日

足柄下地方事務所長(印)

各町村長殿

部落会町内会規約準則案協定ノ件

去二月廿日県公報ヲ以テ公布セラレタル県訓令第八号及二十振第九二三号通牒町内会部落会及隣組再建要綱制定セラレタルニ依リ部落会町内会規約ヲ一般ニ改変シ再組織ノ必要有之候条之レガ準則ヲ制定スルノ要アルヲ以テ来ル二月十五日午前十時ヨリ右ニ関スル協議会開催仕り候条主任者一名部落会町内会長中代表者二名ヲ必ラズ出席セシメラレ度此段及通知候也

追而午後三時終了予定ナルヲ以テ昼食御持参相成タシ

(湯本町役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

三〇九 足柄下郡湯本町部落会町内会規約準則

部落会町内会規約準則案

第一章

第一条 本会ハ湯本町部落会町内会ト称ス

第二条 本会ハ部落内町内ニ居住スル全世帯ヲ以テ組織ス但シ法人、学校、病院、工場、営業所、事務所其ノ他之レニ類スルモノハ之ヲ世帯ト見做ス

第三条 本会ハ部落会町内会本来ノ性質タル住民ノ自由意志ニ基ク

地域の親和団体タルノ性格ヲ保持シ隣保相愛ノ精神ヲ基調トシ民生ノ安定ヲ期シ道義ノ昂揚ヲ図リ地方自治ノ基部機構トシ新日本建設ノ基盤タラシムルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一 民主々義ノ助長育成

二 国民道義ノ昂揚

三 住民ノ共同生活及相互扶助

四 公民ノ再教育及文化ノ向上

五 科学知識ノ普及

六 保健衛生ノ指導

七 生産拡充及物資ノ配給消費

八 自警自衛

九 納税

一〇 国民貯蓄ノ勸奨推進

一一 其他相互福利ノ増進

第五条 本会ノ事務所ハ 番地ニ置ク

第二章 部制及事務分掌

第六条 本会ニ左ノ部制ヲ設ク

一 庶務部

二 産業経済部

三 教化厚生部

〔欄外注記〕 神社事務ヲ含ムコト

四 納税貯蓄部

五 婦人部

第七条 各部ノ分掌事項左ノ如シ

一 庶務部

1 諸令達等ノ普及徹底ニ関スル事項

2 町村役場其他各種団体隣組トノ連絡

3 予算及決算、会計事務

4 水火消防其他警備自衛関係

5 勤労働員関係及他ノ部ニ属セザル事項

二 産業経済部

1 生産増強及農事実行組合トノ連絡

2 生活必需物資ノ配給統制

3 人員及世帯数ノ調査整備関係

4 生活改善消費節約ノ啓発訓練

5 其他産業経済ニ関スル事項

三 教化厚生部

第2章 地方行政改革

第八条

本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長

一名

1 成人再教育、社会教育並ニ選挙啓発運動道義ノ昂揚

2 社会事業及社会教育機関トノ連絡

3 保護救護関係事項

4 科学教育及文化生活ノ向上

5 結核及伝染病ノ予防救治関係

6 健民運動及衛生思想ノ普及其他教化厚生宗教関係事項

四 納税貯蓄部

1 公租、公課ノ徴収納付関係

2 貯蓄ノ指導奨励

3 通貨膨張抑制其他ニ関スル件

五 婦人部

1 婦人、社会的教養ノ向上ニ関スル件

2 台所科学ノ普及徹底並ニ食生活ノ改善事項

3 子女教育上学校ト家庭トノ連絡関係

4 婦人団体ノ指導協力其他各部ノ関係事項中特ニ婦人ノ協力
ヲ必要トスル事項

第三章 役員

役員

副会長 一名

部長 若干名

第九条 会長ハ会務ヲ総理シ本会ヲ代表ス

第十条 副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

ス

第十一条 部長ハ会長ノ命ヲ承ケ所屬部ノ事務ヲ掌理ス

第十二条 役員ハ会員ノ選挙ニ依ル但シ会員ノ総意ヲ以テ推薦又ハ協議ニ依リ選任スルコトヲ防グズ

第十三条 本会ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ本会ノ功勞者又ハ区域内ニ居住スル学識経験者中ヨリ会員ノ総意ヲ以テ推薦ス

第十四条 役員ノ任期ハ二箇年トス但シ重任ヲ妨グズ補欠ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ残任期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就任スルニ至ル迄ハ其ノ職務ヲ執行スルモノトス

第十五条 役員ハ役員会ヲ構成ス

顧問ハ役員会ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十六条 本会ニ書記ヲ置クコトヲ得

書記ハ会長之ヲ任免シ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ給料ヲ支給ス

書記ハ会長ノ命ヲ承ケ本会ノ事務ヲ処理ス

第四章 隣組

第十七条 本会ノ区域ヲ何組ニ分チ其ノ区域ヲ以テ隣組トス

第十八条 隣組ハ隣保共和相互扶助タル実践機関トス

第十九条 隣組ニ組長一名副組長一名ヲ置キ組員ノ互選トス

組長及副組長ノ任期ニ就テハ第十四条ノ規定ヲ準用ス

組長及副組長決定若シクハ異動シタルトキハ直チニ会長ニ報告ス

ルコト

第五章 常会

第一節 部落会町内会常会

第二十条 本会ニ常会ヲ設ク

第二十一条 常会ハ会長ノ招集ニ依リ区域内全世帯集会ス但シ予算

決算会費徴収方法及役員ノ選挙財産ノ処分其他重要事項ヲ除クノ

外特別ノ事情アル場合ハ其ノ区域内ノ役員及隣組長ヲ以テ全世帯

ニ代フルコトヲ得

第二十二条 常会ハ第三条ノ目的ヲ達成スル為メ住民ノ生活安定ヲ

中心ニ各般ノ事項ヲ協議懇談シ和氣霽々タル内ニ民主的自由意志

ノ疎通ヲ図リ隣保相愛ノ美德ヲ涵養シ自治ノ顕現ニ努メ以テ共同

福利ノ増進ヲ図ルモノトス

第二十三条 常会ハ毎月 日ヲ定例日トシ之ヲ開催ス但シ必要アル

トキハ随時開催ス

第二節 隣組常会

第二十四条 隣組ニ常会ヲ設ク

隣組常会ハ組長ノ招集ニ依リ毎月 日ヲ定例日トシ全世帯集合シ

之ヲ開催ス但シ必要アル場合ニ於テハ随時之レヲ開催ス

第六章 事務、経理

第二十五条 本会ノ会計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月卅一日ヲ以

テ終ル

第二十六条 本会ノ経費ハ会費、寄附金、町村助成金其ノ他財産ノ

収入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十七条 会費ハ一定ノ基準ニ依リ常会ノ決議ヲ経テ之ヲ徴収ス

ルモノトス既納会費ハ理由ノ如何ニ拘ハラズ之ヲ返還セズ

第二十八条 毎年度ノ予算及決算会費徴収方法及財産ノ処分ハ常会

ノ決議若クハ承認ヲ経ルモノトシ其ノ他ノ事項ハ役員会ニ於テ之

ヲ決ス

第二十九条 本会ニ左ノ帳簿ヲ設備ス

一 会員名簿

二 金銭出納簿

三 財産台帳

四 常会出席簿

五 常会記録簿

六 決議録

七 其ノ他必要ナル帳簿

第三十条 本会ハ左ノ事項ヲ町村長ニ報告スルモノトス

一 規約ノ設定及変更 七日以内

二 役員ノ当選及更迭 七日以内

三 会費ノ徴収方法 七日以内

四 予算決算 七日以内

五 財産ノ処分 七日以内

六 其ノ他必要ナル事項 其ノ都度

第七章 補則

第三十一条 本会ニ於テ寄附金ヲ募集セントスルトキハ町村長ノ承認ヲ受ケタル後警察署ノ許可ヲ受クルモノトス

第三十二条 本会ヲ通ズル寄附金募集ニ就テハ町村長ヲ通ズルモノ、外予メ町村長ノ指示又ハ承認ナキ限り斡旋又ハ協力セザルモノトス

附則

本規約ハ昭和二十一年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年 月 日施行ノ何村何部落会町内会規約ハ之ヲ廃止ス

(湯本町役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

二〇 町内会部落会等の神道に関する諸行為禁

止徹底の件通牒

二十一中総収第一、三〇四号 聯合軍関係

昭和二十一年十二月六日

中地方事務所長

各町村長殿

町内会隣組等に依る神道の後援及び支持の禁止に関する件

神社の奉納金、祭典費等の募集や神符、守札等の頒布については昭和二十一年八月二十一日附二十一教第一、九七六号を以つて今後町内会、部落会、隣組等が行はないやうに通牒したがこの趣旨が徹底を欠きなほ種々の違反の事例が起つてゐるので昭和二十一年十一月六日附聯合國軍最高司令部より更にこの事に付いての禁止指令があつた。此の際貴部内に於ては一層さきの通牒の趣旨が末端に迄も良く徹底するやう取計られ今後一切かやうな事例の起らぬ様厳に取締られ度い。なほ左記の事項の徹底方に万全をせられたい。命に依つ

て通牒する。

記

一 神社の寄附金、祭祀費等の募集や神符、形代等の頒布に町内会、部落会、隣組等よりの援助又はこれらの機関を利用することは昨年十二月十五日附聯合國軍最高司令部より発せられた「国家神道、神社神道に対する政府の保全、監督並びに弘布の廃止に関する覚書」中の第一条第一項に違反する。従つて本年六月十二日附発せられた勅令三二一号（昭和二十一年八月十六日附二十一教第一、六六九号通牒）が適用されるから違反のないやう充分に取締られたい。

二 市区町村、町内会、部落会等が種々の祝祭行事を行ふ場合は如何なる場合でも神社等の祭祀と厳密に分離し誤解を生じないやうにすること。なほその費用を神社等の名義を籍りて居住者に対し募集しない事。

三 町内会、部落会、隣組等の有力なる役職員にして神社の総代や世話役等に就任することは誤解を生ずる虞があるから之を避けしむること。

四 慣行の氏子区域に依る氏子組織を改め新たにその神社を崇敬する者を以つて氏子崇敬者の団体を結成せしめるやう勸奨すること。

と。この場合前項の趣旨に基き市区町村、町内会、部落会等の下部行政機関がこれに援助を与へたり又はその団体の基礎とならないやうにすること。

追つてこの通牒を貴部内の下部行政機関にまで周知せしめ、措置又は方法等について昭和二十一年十二月十三日までには社会教育課長あて報告せられたい。

（相川村役場「庶務書類」〔昭和二十一年〕厚木市役所蔵）

三二 戦災復興等常会での徹底事項指示

十二月常会徹底事項

(一) 本県戦災復興事業に協力しませう

戦災復興事業遂行の緊要なことは今更申上げる迄ありません。

本県に於ても鋭意復興事業に努力して来たのですが、資金の關係上これを強力に遂行することが出来ませんでした。が今度地方宝籤制度が創設されたので、本県の戦災復興資金の調達を目的として来年一月五日より一ヶ月間宝籤を発売することになりました。

我等の郷土復興は我等の手で、

県民各位の絶大なる御協力をお願いします。

(二) 救国貯蓄運動に協力しませう

十一、十二の二ヶ月間を救国貯蓄運動期間として全国一斉に国民運

動を展開中ではありますが、現下の経済危機を突破し新日本経済を建設するには国民総べてが勤勉力行し、貯蓄に励んでこそ始めてよく成就するのであつて若し十分な貯蓄が出来なければ通貨は増発し、よく生活は苦しくなつて来ます。

国民全部が気を揃へて貯蓄をすれば物価は忽ち安定し、生活は明るくなる道理です。

事業収入、勤労所得の増加分、米、甘藷、果実、鮮魚等の売却代金は必ず貯蓄させよう。

(三) 再建日本の民主化のため、地方財政を確立するため進んで負担分に努めませう

地方団体の住民の福祉は一に自治団体の自主、自律の強化である。今迄のやうに殆ど国の補助にたよつてゐたのを改めて住民自らの負担において自治事業を自らの力によつて行ひ、生きた自治団体としなければならない。それがため今次議会で県民税の創設、市町村民税の大幅引上げ等を含む地方税法の改正があつたのである。

この線に沿つて吾々県民として負担する県税も次のやうに變つたので其の概要をお知らせして今から納税の準備を願ひ一人の未納者も出さないやう御協力願ふ次第です。

(相川村役場「庶務書類」(昭和二十一年)厚木市役所蔵)

〔注〕県税の概要省略。

三三 町内会部落会等 長の選挙に関する件指示

昭和二十二年一月二十日

足柄下地方事務所長(印)

各町村長殿

町内会部落会等の長の選挙について

首題のことについては本年一月四日勅令第四号が公布されたがその筋より何分の指示があるまでは右の選挙は行はないよう通知があつたから御了知願いたい。従つて現在その職にあるものはなほ引継いで留任することが出来るのであるから念の為申添へる。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十二年)箱根町役場蔵)

三三 町内会部落会の廃止ならびに措置の徹底

に関する件通牒

二十二高総収第六八八号

昭和二十二年五月二日

高座鎌倉地方事務所長(印)

各町村長殿

町内会部落会の廃止並びにその後の措置について

このことについては三月五日日本号を以て通知した所により市区町村への事務移管その他諸般のことにつき夫々御措置したと存ずるが未だ国民並びに関係当事者の中には此の措置に対して明確な認識を有してゐない者もあるように見受けられるので此の際特に別紙事項について徹底を期するよう別紙の通り通牒があつたから貴管下一般に対し御指導願ひたい。

(別紙)

一 本年四月一日以降町内会部落会及びその連合会並びに隣組は存在しないことになり之等四つの機関の長の職務も消滅し今後此の種の強制的性格を持つ団体の存在は如何なる形においても一切許されず後継団体もなくなる。

二 今次措置は改正憲法の施行に先立ち地方行政の末端に至る迄戦時統制機構を一掃することによつて四月中行われる各種選挙の公正な実施を確保し以て民主日本建設の基盤を確固不動ならしめようとするものであり我が国の民主化の上に極めて重要な意義を有することを国民各層に対し徹底せしめる措置を講ずること。

三 市区町村において今回廃止される町内会部落会等の長を新たに設置される出張所の職員や駐在員に委嘱しても差支えないように

解釈してゐる向もあるやうに見受けられるがこれらの長が引継ぎ従来の機能を担当することとわ折角廃止した戦時機関を実質上継続させることとなる惧があるからかかることは絶対に避けなければならないこと。

四 隣組廃止後においても配給に関する機構がそのまま継続するやうに解してゐる向が見受けられるが今後配給については如何なる団体の存在も必要とせず各消費者は直接配給を受けることができること尤も消費者が自己の便宜のために自発的に任意的且つ非公式な団体をつくつて配給を受けることは差支えないがこの場合においてもその団体に入るか否かは各人の任意であり配給機関はかかる団体に入らないことを理由として配給を拒むことは絶対に許されないこと。

各種の配給物資については夫々主管省より指示せられる所により右の趣旨に基いて公正適確な運営を図り以て些かの紛議をも招かないように措置すると共にこの際配給機関に対する指導監督を厳にして不公正乃至不明朗な事実に対しては嚴重にこれを取締ること。

(相模原町役場「嘱託員関係書類」(昭和二十二年) 相模原市立図書館蔵)

二四 町内会部落会等長の公的活動の禁止に

関する件通牒

二十二地第四〇二号

昭和二十二年四月十八日

内務部 長

神奈川県議員
選挙管理委員会委員長

各地方事務所長
市町村会長
選挙管理委員会委員長

町内会部落会若はその連合会又は隣組の廃止後に於ける措置特にこれらの長たりし者の選挙運動について

町内会部落会又は隣組等の組織は去る四月一日をもつて廃止されたがその後においてもこれが趣旨不徹底の憾があるので特に今次選挙と関連して別紙各項留意の上名実共に充分その徹底を期する様今般内務次官より別紙の通り通牒があつたから移牒する

記

一 町内会部落会若しくはその連合会又は隣組の廃止後に於ても従来町内会部落会若しくはその連合会の長又は隣組の長であつた者

が、従来から有する特殊な地位を利用して従前の構成員に対し選挙運動をなし或は旧組織を利用して公的機能に従事するが如きことは町内会部落会隣組の組織を廃止した指示に違反するものであるから斯る事態につき調査すると共に今後絶対に斯ることのないやう措置すること。尚斯るものが従来同様の公的支配力を継続することの禁止に関し別途考慮中である。

右は国民の自由なる意思を妨げられるが如き印象を国際的に与へる虞もあるので特に注意すること。

二 過般の地方公共団体の長の選挙については、なお次のやうな事例があつたやうであるから選挙に関する事務の執行に際しても前記一の趣旨に鑑み苟くも町内会部落会等の長及び旧組織を利用するが如きことのないやうに注意すること。

又斯様な事例を惹き起した地方公共団体に対しては直にそれぞれ次の各項に示す如き措置を講ぜしめること。

1 各種選挙に共通せる投票所入場券を投票後直ちに選挙人に返さずに選挙終了後町内会部落会及びその連合会並に隣組等の旧組織又はこれらの旧役員を通じて選挙人に返さうとする向があるが聞くが投票後は今後の選挙に使用すべき部分は直ちに選挙人に返すべきものであるから、今後斯ることは絶対に避けると

共に去る五日の投票の場合に返さぬ向は至急市区町村選挙管理委員会において直接に若しくは市区町村の出張所駐在員を通じ選挙人に返すか又は選挙人にこれを郵送すること。

2 市区町村選挙管理委員会において従来町内会部落会若しくはその連合会の長、又は隣組の長であつた者を利用して棄権の事由を調査した向があると聞くが斯の如きことも蔽に禁止すること。

三 町内会部落会若しくはその連合会又は隣組の廃止後において非公式的な純任意団体が自由に発生することは勿論差支へないが半強制的に類似組織を設けることは許されない。

今後任意団体を設けるか否か、又これを設ける場合にはその組織を如何にするかは真に国民の自由意思に基いてこれを決定させること。

なほ右の任意団体においてその代表者を選挙する場合に用ふる投票用紙には当該団体に加入するか否か、又一旦加入した後においても脱退することは各人の自由であり、加入を欲しない者は投票の必要がない旨を明記し置かせること。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十二年)箱根町役場蔵)

三五 町内会部落会等の解散およびその他の

行為制限に関する件通知

二十二下総第三六〇号

昭和二十二年五月二十四日

足柄下地方事務所長

各町村長殿

町内会部落会又はその連合会等に関する解散就職禁止

その他の行為の制限に関する件について

今般政令第一五号を以て標記の件が制定されたがこれは町内会部落会若しくはその連合会又は隣組が本年四月一日以降廃止せられたにもかかわらずその後継的団体や旧役員等が依然従前の活動を継続してゐるように見受けられるのでこれらの団体の廃止措置をして一層実効あらしめる目的を以て制定されたものであるからよく右の趣旨を体し特に左記各項に留意して遺漏のないよう格段の配意を加え貴管下各区町村に対して関係事項を示達すると共にこれが周知徹底については特に適切な措置を講ぜられたい。

記

一 従前の団体の長及び補助職員の見職禁止に関する事項第一条第

二項に掲げる団体の長の就職禁止の範囲は「従前町内会部落会又はその連合会の長の職務に属した事務でその区域に係るものを主として掌る職」であるからこれらの者は今後四年間市区町村の当該地域に置かれる出張所若しくは駐在員事務所の職員たる地位又は市区町村の部課であつても従前の職務でその区域に関係のある事項を主として掌る職例へばその区域を主として担当とする配給係等の職に就くことができず現にその職に在る者は遅滞なくその職を退かねばならない。

同条第二項に掲げる補助職員は従前の団体の長以外の役員及び事務職員（但し使丁小使等単なる労務に従事する者を除く）を指称する。これらの者は今後四年間「その地域において従前その職務に属した事務を掌る職に就くことができない」。然しその地域以外においてその職に就くことは差支えなく。

二 財産の処分に関する事項

第二条第一項に掲げる「財産」は従前の東京都制、市制又は町村制に基いて自己の名を以て所有する財産のみならず名義の如何を問はず実質上町内会部落会又はその連合会の所有に属するものを包含する。

同項に掲げる「規約又は契約」とはその財産の処分について何等

かの規定を設けた団体の規約又は団体が締結したすべての契約を意味する。

同条第三項は町内会部落会等の財産を処分し又は市区町村にその財産が帰属する場合にはその財産について寄附者その他特別の縁故者がある場合においてその者に対して相当の金銭上の補償をなし又は当該家土地物品等の現物を返還若しくは提供する等其の他事実に対応して適当な考慮を払つて妥当な措置を為すべき旨の規定である。

三 官公吏の旧組織利用の禁止に関する事項

第三条に掲げる「指令」は命令訓令その他名称の如何を問わず従前の組織又はこれらに類似する団体の組織を利用する目的を以て発せられるものをいう。但し廃止に関するものはこれを除く。

この際従来の回覧板等の強制的又は命令的にわたりやすい周知方法は揭示その他適当な方法に改めなければならない。

四 従前の団体の長の行為の制限に関する事項

第四条第一項に掲げる「下部組織の構成員又はその所轄地域の住民であつた者」とあるのは町内会部落会若しくはその連合会の会員及び隣組の組員であつた者又は以上の構成員以外でその所轄地域の住民であつた者を意味する。同項に「指令」とあるのは第三

条における場合と同様の意味である。

尚例へば事業の経営主が従業員に対し命令を発する場合の如きは偶々それが旧町内会長と会員との関係に在つたとしても全く別の私的業務上の立場に基くものとして本条に該当しないことは勿論であり又同項但書に該当するものはこれを含まない。本項違反については第八条により罰則及び就職禁止の制裁が付せられてゐる。

同条第二項に「前項の規定に違反して従前の支配力に基いて発する如何なる指令にも従う義務はない」とあるのは第一項の規定に対応して一般住民側において承諾義務のないことを明確にしたものである。

五 従前の団体の長の証明行為に関する事項

第五条に「その効力を有しない」とあるのはその証明は法律上無効であり従つて官公署の職員等はこれらの団体の長の証明がないことを理由としてその職務の執行を拒んではならない。

六 類似団体の解散に関する事項

第六条に類似する団体とあるのは名称の如何を問はず地域組織構成員事業その他の要素を総合的に判定して従前の団体と類似すると認められるすべての団体を指称する。従つて自治会生活協同組

合等の名称を有するものであつて従前の団体が肩替りしたと認められるものは当然解散しなければならない。但し従前の団体が解散する以前から存在してゐた純粹に経済的な協同組合は差支えない。

七 配給業務従事者の旧組織の利用禁止に関する事項

第七条に掲げる「一般的配給」とあるのは職域配給又は消費組合員に対する其の組合の配給等特定者に対する配給を徐く一般的配給を意味する。尚この条の違反については第八条の規定により罰則及び就職禁止の制裁が付せられてゐる。

八 従前の機能等の配分に関する事項

第九条に「官公署の当該部局」とあるのは国及び地方公共団体の機関であつて従前の団体が行つてゐた行政的事務を処理するものを意味する。従つて市区町村が住民の便宜を図るために必要最少限度の出張所を設置するとか或は市区町村の駐在職員を任命するとかの方法を講ずることは差支えないが連絡事務所又はこれに類する事務所は昭和二十二年五月三十一日迄に解散しなければならぬ。

前項により市区町村において出張所又は駐在員事務所を設置する場合においては其の受け持つ区域は人口一万五千人又は面積四平

方料を標準として定めなければならない。

九 趣旨の普及徹底に関する事項

この政令は従前の組織の機能を徹底的に廃絶せしめることを目的とするものであり国民全般の自覚と協力を俟つ所が甚だ大きいからこれが周知徹底について必要な措置を急速に講ぜられたい。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十二年)箱根町役場蔵)

三六 隣組制度廃止にともなう主要食糧の戸別配給

の件通知

二二津経収第五一号

昭和二十二年六月四日

津久井地方事務所長

各町村長殿

隣組制度廃止に伴ふ主要食糧の配給について

標記の件に関し別紙写の通り経済部長より通牒あつたから御了知の上関係方面可然指導相成度い。

別紙写

二二食第三四二号

昭和二十二年五月二十二日

神奈川県経済部長

津久井地方事務所長殿

隣組制度廃止に伴ふ主要食糧の配給について

隣組制度廃止後の主要食糧の配給に付いては五月三日附政令第十五号「町内会部落会又はその連合会等に関する解散就職禁止その他の行為の制限について」の趣旨に鑑み原則として戸別持込を行ふこととし左の要領に依つて遅くとも六月一日迄に実施をして居る様致し度いので関係方面可然指導相成りたい。右通牒す。

記

一 都市に於ては一回の配給量が五日分以上の場合には必ず戸別持込配給をなし農村に於ても之に準じ戸別持込配給を原則とすること。

但し受配者の住所が極端に分散して居り持込配給の至難な場合又は純農村で以前から持込配給をしなかつた様な箇所については一部持込配給を為さぬことも許されるがこの場合でも一括受配を強制したり又は配給予定日のみに配給を限定したりすることがあつてはならない。

持込配達の至難な地域は五に記載の通りである。

二 食糧営団は前号事項を円滑確実に実施する為に消費者の状況と地勢道路担当区域の状況等を考慮して配給所の増設配達人員及運搬用具の増加整備を可及的速に実施する。

右に關しては目下計画を持つて準備しつゝあり実現しつゝある。

三 配給所の増設運搬具の整備が完成する迄は一部既設店舗の借上出張販売所の設置運搬用具の賃借等凡ゆる手段を尽して速かに配達態勢の強化を図ることになつて居るので市、地方事務所、町村の強力なる援助を得たきこと。

四 配給物資の手持數量の窮迫により一回の配給量が五日分に満たぬ時及配給遅延が甚だしい時或は配給物資の品目が數種に互り戸別持込に特に支障ある時は連絡員等によつて配給品目、配給數量等を受配者に連絡徹底させること。

この場合臨時置場、出張販売所等を設置して可及的受配者に勞力時間の負担をかけない様に処置すること。

臨時置場、出張販売所等を設置して配給をした場合にも一括受配を強制してはならない。又開設期間内迄受配者の都合で受配出来なかつたものには常設の配給所で受配出来る様にして置かねばならぬ。

五 貴管内戸別持込不可能なる地域

川尻村、湖南村、三沢村、串川村、鳥屋村、青野原村、青根村、内郷村、吉野組合村、日連組合村、牧野村、佐野川村。

(青野原村役場「主要食糧ニ関スル綴」(昭和二十一年)藤野町役場蔵)

三七 地方税制度 財政制度改正事項

二十一下総第九六二号

昭和二十一年九月三十日

足柄下地方事務所長(印)

各町村長殿

地方税制度財政制度改正について

終戦後の地方財政の現況に鑑み地方財源の拡充、地方財政の自主性の強化、地方財政調整の適正化の三つを主要な目標として別紙^(註)の地方税制財政制度改正の要領の通り地方税制及び財政制度一般に亘る改正が行はれ別紙「地方税法及び地方分与税法中改正事項」の通り地方税法及び地方分与税法の一部を改正する法律が本年九月一日公布されたので左記各項に留意の上町村財政の再建整備を図るよう格段の努力を払はれたい。

記

一 地方財源は大幅に拡充せられたが財政全般に亘る需要の増加を見込でゐるわけでないのでこれだけでは猶現在の地方財政の窮乏を救げるといふ目的を達するわけには行かない。然しこれも国力の実相に稽へるときは已むを得ないことである。従つて地方財政

の運営に当つては安易な従来の観念を一擲して所謂重点主義を徹底して行くことが必要である。

二 地方税は大幅に増税せられた。然も国民の生活上の困難さは増加してきてゐる。それだけに地方税制の運営に当つては地方住民の理解と協力を得るに特段の努力を払ふと共に公費の使途については厘毫と雖も忽にすべきではない。滞納の弊風を起すは易くこれを打破することは難かしい。納税の精神の徹底については充分努力せねばならない。

三 地方税制及び財政制度についてその弾力性が強化せられたのでこれを活用して地方団体の運営に創意と工夫を凝らして行かねばならない。然し他面或は財政経理が濫に流れて漫然その弾力性を喪失し或は税制財政の運用が独断に失して住民負担の過重又は不均衡を招くが如きことのないやう充分注意して行かねばならない。

四 配付税は大幅に増額せられたが将来は独立財源を拡充し調整財源は可及的少額に止めやうとする方針であるから徒らに配付税制に依存することなく進んで自立の工夫を講ずる必要がある。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)
〔注〕別紙省略。

三八 県民税の創設および町村民税の拡充の件

通知

二十一下総収第九六六号

昭和二十一年九月三十日

足柄下地方事務所長

各町村長殿

県民税の創設及び町村民税の拡充について

今般県民税が創設せられると共に町村並に国庫財政の現況に鑑み町村民に対する負担分任精神の徹底を期しつゝ町村をして自主的に財政収入の増加を図らしめるため町村民税が拡充せられることになつたので左記各項を了知され実施に遺憾のないやう致されたい。

記

一 県民税の納税義務者は町村民税の納税義務者と全く同一であること。

二 県民税及び町村民税はともに自治の基本である負担分任の精神を税制の上に顕現せしめることを主要な目的としてゐるものであるので、その三分の一を下らない程度のものは納税義務者に平等に負担せしめること。

三 納税義務者一人に対する最高賦課額は県民税及び町村民税を合せ、個人については、資産所得に対する所得税引所得額(別紙「資産所得の所得税引所得額調」を参照すること、尚所得額は現実の所得税の課税標準によらないで当該年度の場合によつて差支へないのは勿論であること)の一割を超えない程度とし、法人についてはその平均賦課額に対する割合が従前の賦課額の平均賦課額に対する割合を超えない程度とすること。

但し個人については高額所得者に対する課税に付いて資産所得の税引所得額の一割を超えない様にその他の所得者の負担額を按配することとし、低額所得者についても一律に税引所得額の一割を課税する様なことを避けること。法人については資産及び収益の状況を斟酌してこの最高制限額によるのが負担過重とならないやう注意すること。

尚町村民税について最高賦課額の制限が撤廃せられたのは賦課総額が著しく引上げられた結果地方の実体如何を問はぬ絶対額に依る一律な制限規定を存置することが適当でなくなつたからであつて、この税の性質並びに所得税との関係からみてこの税には自から最高賦課額の限度があるものであること。

四 課税標準に所得を採る場合には総合所得税の累進割合が極めて

高くなつてゐる点に鑑み住民税の所得に対する割合を累減的ならしめること。

五 課税標準に資産を採る場合には財産収入の相対的減少並びに財産及び財産収入に対する国税増徴の情況に鑑み、これに重点を置かないこと(少くとも金額の二割以下とすること)。

六 数市町村に課税事業のある納税義務者に対しては負担の過重を来さないやう留意すること。

七 住民税の制限外課税と三収益税附加税の標準率超過課税の何れかを選択する場合は充當経費の性質、担税者の担税力の情況等を精査の上決定すること。本年度は住民税の負担が急騰する際であるのでその制限外課税には特に慎重を期すること。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)
〔注〕別紙省略。

三九 神奈川県町村長会の農山漁村行政刷新

拡充の件決議

決議文

地方自治団体の存立は団体住民の有機的關聯性において一体感を形成する区域と住民とを構成要素とし団体が自治行政を運営するに足る財政力を基礎として設置されねばならない。

然るに我国の府県は狭小弱体であつて今後の民主主義文化国家構成の基盤団体としては不十分であるから再検討しこれが廢置分合を必要とするのは緊急の要請である。この根本問題を等閑にして大都市があるからとの理由によりその所在府県を細分するが如きは地方団体の存立を一層薄弱ならしめこれが運営に支障を来すを以て絶体反対である。

特に我国の大都市は国土計画政治経済教育文化其他国民生活の全般に亘り再検討するときは都市の分割境界変更は必至にしてこれに反し都市と不可分の関係にある農山漁村との総合調整を行ひ其の急速なる伸展向上を期し以て新日本を再建するは喫緊の要務である。従来地方行政の重点は概ね都市に集注された為今日の大都市の異常不健全なる膨張を見たのであるが、其の都市に更に自治権並に財政自主権の拡充を行ひ行政の高度能率化を図り住民の福祉を増進せんとするは大都市の異常不健全なる膨張を助長することゝなり適当と認め難い。よつて大都市の行政改善に先行して農山漁村における行政の刷新拡充に重点を置き都市行政の是正改善が必要である。大都市制度に関する五大都市共同の要望は唯単に大都市は中小府県と同等の實力を具備してゐるを以てこれを府県から分割し更に同数の府県的な存在を創設するものに過ぎず、其の理由は極めて薄弱に

して何を以て特別市を設置すべきか、其の都市の特別の存立目的は何であるかを明にせず、又背後地たる農山漁村との諸般の関連性を科学的に調査研究もせず杜撰極まるものにして、これにより特別市の住民は勿論残存部民に徒らに自治行政権の縮少と税金負担の増加並に財政権の弱体化を招来するの外何等の期待すべきものがないのみならず残存部民にこれが為不測の不利益を蒙らしむるが如きことは断じて許されぬ。

彼上の理由により次の帝國議會に特別市制法案を提案せらるゝは時期尚早にして府県の廢置分合、大都市の将来の輪廓、戦災復興、第二次地方制度改正の成果、背後地たる農山漁村間における地方的諸懸案の総合調整等が充分に検討せられ關係住民の円満なる諒解が成立する迄は我等は絶体反対する者である。
右決議する。

昭和二十一年十一月二十四日

神奈川県市町村長会

(湯本町役場「庶務書類」昭和二十一年)箱根町役場藏)

三〇 神奈川県町村会会則

神奈川県町村会々則

第一条 本会は神奈川県町村会と称し、地方自治法第二百九十八条の規定により、別記町村を以てこれを組織する。

第二条 本会は事務局を神奈川県庁内に置く。

第三条 本会は地方公共事務の円滑な運営と、地方自治の振興発展を図ることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため右の事項を実施する。

一 町村の事務及び町村長の権限に属する事務の連絡調整

二 法律又は政令により本会の権限に属する国、地方公共団体そ

の他公共団体の事務の処理

三 地方自治の振興発展に関する調査研究

四 町村事務に必要な各種資材の確保並びに斡旋

五 町村職員の教養並びに福利厚生に関する施設

六 町村有物件の損害並びに福利厚生に関する施設

七 郡町村会、全国町村会との連絡並びに協力

八 その他目的達成上必要な事項

第五条 本会の会議は、総会、評議員会、及び理事会とする。

総会は定期総会及び臨時総会とし定期総会は毎年一回これを開き

臨時総会、評議員会、及び理事会は、会長において必要があると

認められた場合にこれを開く。

第六条 総会、評議員会及び理事会は、会長がこれを召集する。

評議員定数の四分の一以上から会議に付議すべき事件を示して臨時総会又は評議員会の召集の請求があるときは、会長はこれを召集しなければならない。

第七条 総会に出席すべき各加入町村の代表者は、これを一人とし

当該町村の町村長を以てこれに充てる。

第八条 総会、評議員会及理事会の会議における議長の職務は、会長がこれを行ふ。但し会長に故障がある場合は副会長がその職務を代理し、会長及び副会長にともに故障がある場合は、その会議

に出席している者の中から仮議長を選挙し、その者をして議長の職務を行わせる。

第九条 総会、評議員会及び理事会の会議は、その構成員の半数以

上の者が出席しなければ議事を開き議決することが出来ない。

前項の会議の議事は出席している者の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決するところによる。

前項の場合においては、議長はその構成員として議決に加わる権利を有しない。

第十条 本会に、会長一人、副会長二人、理事七人、監事二人及び評議員二十八人を置く。

会長及び副会長は、加入町村の町村長の中からこれを互選する。

理事は、那町村会長を以てこれに充てる。

監事は、評議員中からこれを互選する。

評議員は、那町村長の中からこれを互選する。

第十一条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に故障があるときその職務を代理する。

理事は、一般会務に参与する。

監事は、会計を監査する。

評議員は、重要事項につき会長の諮問に応ずる。

第十二条 会長、副会長、理事、監事及び評議員の任期は二年とする。

前項の任期は選挙の日からこれを起算する。但し前任者の任期満了の日前に選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日からこれを起算する。

前任者の任期満了の日後に選挙を行ふ場合においては、前任者は後任者の就任するまでなお在任する。補欠により会長、副会長、理事、監事又は評議員となつた者の任期は前任者の残任期間とする。

第十三条 役員には報酬を支給しない。但し必要に応じ実費を支弁することが出来る。

第十四条 本会に事務局長一人、参事、主事若干人、書記若干人を置き会長が任免する。

事務局長は、会長の命を受け本会の事務を整理する。

参事は、事務局長の命を受け事務を司る。

主事及び書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

第十五条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は、会長の推薦により理事会の議決を経てこれを委嘱する。

第十六条 本会に政務調査会を置くことができる。

政務調査会の組織運営等に関する事項は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第十七条 本会に常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から会長がこれを選任する。

専門委員は、会長の委託を受け必要な事項を調査する。

第十八条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入を以てこれを支弁する。

第十九条 本会の毎年度歳入歳出予算は、会長がこれを理事会に諮り年度開始前に評議員会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

本会の会計年度は政府の会計年度による。

第二十条 本会の決算は、会長がこれを評議員会の認定に付し、翌年度の通常予算を議する総会に報告しなければならない。

第二十一条 この会則は総会の議決を経て知事の許可を受けなければこれを変更することができない。

前項の総会の議決権は、総会によりこれを評議員会に委任することが出来る。

第二十二条 この会則の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経て別にこれを定める。

附則

この会則は、昭和二十二年八月九日からこれを施行する。

この会則施行の際現に神奈川県町村長会が所有する一切の権利義務は現状のままこれを神奈川県町村会に引き継ぐものとする。この会則施行の際現に神奈川県町村長会の会長、副会長、幹事、評議員及びこの会則による事務局長に相当する地位に在る主事その他の職に在る者は、この会則により神奈川県町村会の会長、副

長、理事、幹事、評議員、事務局長その他の相当職に選挙又は任命されたものとみなし、任期があるものについてはその任期は従前の会則による選挙、又は就任の日からこれを起算する。

別記

加入町村名

郡名	町村名
三浦郡	葉山町 南下浦町 三崎町 初声村
鎌倉郡	大船町 深沢村
高座郡	茅ヶ崎町 寒川町 小出村 御所見村 有馬村
中郡	海老名町 相模原町 大和町 綾瀬町 渋谷町
大磯町	国府町 二宮町 大野町 神田村
相川村	成瀬村 大田町 城島村 岡崎村
豊田村	金目村 旭村 土沢村 金田村
伊勢原町	高部屋村 大山町 比々多村 大根村
秦野町	東秦野村 西秦野村 南秦野村 北秦野村
寄村	上秦野村 中井村 相和村 曾我村
金田村	松田町 山北町 共和村 清水村
三保村	北足柄町 南足柄町 福沢村 酒田村
吉田島村	桜井村 岡本村

足柄下郡

豊川村	上府中村	下府中村	下曾我村	田島村
下中村	前羽村	国府津町	酒匂村	湯本町
温泉村	宮城野村	仙石原村	箱根町	元箱根村
芦の湯村	片浦村	真鶴町	岩村	福浦村
吉浜村	湯河原町			
愛甲郡	厚木町	依知村	中津村	高峰村
	荻野村	睦合村	小鮎村	煤ヶ谷村
	玉川村	南毛利村		宮ヶ瀬村
津久井郡	川尻村	湘南村	三沢村	中野町
	鳥屋村	青野原村	青根村	内郷村
	小原町	与瀬町	吉野町	小淵村
	日連村	名倉村	牧野村	佐野川村

(湯本町役場「庶務書類」(昭和十八年)箱根町役場蔵)

三三 昭和二十一年度神奈川県町村長会会務報告

神奈川県町村長会々務報告

昭和二十一年度中に於ける本会々務の概要左の通である。

一 本会の事業

(1) 町村公用紙配給統制事業

町村公用紙配給統制事業は昭和十九年度から全国町村長会において実施し来つたが戦時中から引続き用紙の生産逐年減少となり随て其の配給もまた減配の一途を辿り、昭和二十一年度の配給は二十年度第四、四半期と二十一年度第一、四半期分と合し僅かに事務用西洋紙四千七百余封度和紙百九十四貫の配給を見たるのみなり。

加ふるに紙類配給機構の改正に禍いせられ第二、第三、四半期分は遂に欠配となり、辛ふじて第四、四半期分は二十二年に至りこれ又僅かな配給を受くる始末にて町村の事務運営に重大なる支障を来たしたるものと思料せられ、洵に遺憾の次第である。

今後の用紙は本邦唯一の生産地たる樺太の喪失により愈々窮屈となるは必然であり、これのため用紙の節約に努むることは勿論であるが、一方入手方についても出来得る限り努力をする考へである。

(2) 町村公有物件の火災保険事業

全国自治協会の町村公有物件火災保険特約契約は、昭和二十年七月より一応中止されたが翌年四月から復活を見るに至りたるも、其の間町村の単独契約の期間中なるもの或は自治協会との

契約復活周知徹底を欠けるものありて、昭和二十一年度に於て

加入契約町村三十六件数一六六、保険金千五百六十二万五千二百七十三円、保険料八万五千九百六十七円と云ふ僅かな取扱に過ぎぬ。又支払保険金は、一件にて十七万八千三百十円である。

未加入町村の極めて多き為め、之が普及徹底に努めたる結果新に申込みを受けつゝある次第につき、今後は全町村全加入を目標に加入運動に努め、町村公有物件の安全保証に寄与せんとす。

(3) 物資の斡旋事業

現在町村役場における消耗品(公用紙を除く)の調達は其の町村毎に随時適宜に購入せられつゝあつて中には入手困難な物品にありては闇値で取引せらるる向も尠くないでもない状態である。依つて本会は全国町村長会消費部と連絡をとり、町村用事務用品並に吏員其の他の必需品を斡旋し出来得る限り経済的にかつ良品を調達配給しつゝあつて相当効果を収めつゝあり。

二 会 議

本会の会議は戦時及終戦後の諸事情に依り開会の機会を得ず。殊に昨年十一月末本会々長以下の退職により以後は其の機能を失ひ随つて会議も不能に陥りたるも概ね左の会議を開き会の運営を為したり。今後は努めて役職員会を開き、郡町村長会との緊密な連

絡を図り会の目的達成に努力せんとす。

(1) 幹事会

昭和二十一年十月三十一日大磯町役場に於て開会
旅費規則中一部改正の件

(2) 幹事会

昭和二十一年十一月十一日県庁に於て開会
公職追放令に関する説明(会長)

(3) 幹事会

昭和二十一年十一月十五日県庁に於て開会
公職追放令に関する説明(地方課長)

(4) 郡町村長会主事会

昭和二十二年三月十一日足柄下郡湯本町に於て開会

(イ) 会長欠員中主事が会長代行の件

(ロ) 町村公用紙配給機構改正に伴ふ事務打合

(ハ) 町村公有物件火災保険取扱に関する件

(ニ) 物資配給斡旋に関する件

(ホ) 本会並に郡町村長会の拡充強化に関する件

(5) 全国町村長会評議員会及主事会

昭和二十一年一月二十一日全国町村長会館に於て開会